様

新居浜市監査委員 田 中 洋 次 新居浜市監査委員 柿 並 哲 也 新居浜市監査委員 山 本 健十郎

定期監査の結果について(提出)

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成29年10月30日から同年 12月27日までの間に実施した定期監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する 報告並びに同条第12項の規定による措置状況を、次のとおり提出(公表)します。

- 1 監査の基本方針 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、事務事業が効率的、効果的に行われたかに重きをおいた監査を実施した。
- 2 監 査 の 対 象 福祉部・教育委員会事務局及び学校その他の教育機関
- 3 監 査 の 範 囲 平成28年度に実施した事務事業全般
- 4 監査を実施した委員 田中洋次・柿並哲也・山本健士郎
- 5 監 査 の 方 法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、 監査を実施した。
- 6 監 査 の 結 果 平成28年度に実施した事務事業の執行については、概ね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。

今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、 効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のため、なお一層の努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答(措置 を講じた場合)は、次のとおりである。

福 祉 部

1 福祉部の主な事務事業

(1) 地域福祉課

- ア 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関すること。
- イ 引揚者、遺族援護及び軍人恩給に関すること。
- ウ民生児童委員に関すること。
- エ 生活安定資金の貸付け及び低所得者生活資金に関すること。
- オ 総合福祉センター及び障がい者福祉センターに関すること。
- カ 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- キ 重度心身障害者医療費の支給に関すること。
- ク 福祉手当(経過措置分)、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関すること。
- ケ 福祉団体に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- コ 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等に関すること(他の所管 に属するものを除く。)。

(2) 生活福祉課

- ア 生活保護法に関すること。
- イ 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- ウ 生活困窮者自立支援法に関すること。

(3) 介護福祉課

- ア 高齢社会対策に係る企画調整に関すること。
- イ 老人福祉施設に関すること。
- ウ 老人福祉団体に関すること。
- エ 介護保険事業の計画及び推進に関すること。
- オ 介護保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- カ 介護保険料の賦課及び収納に関すること。
- キ 介護保険給付に関すること。
- ク 介護サービス事業者の指導に関すること。
- ケ地域包括支援センターに関すること。

(4) 子育て支援課

- ア 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に関すること。
- イ保育所に関すること。
- ウ 児童福祉団体、母子及び寡婦福祉団体に関すること。
- エ 子供広場及び児童遊園地に関すること (管理に関するものを除く。)。
- オー子ども医療及びひとり親家庭医療に関すること。

- カ 児童手当、児童扶養手当等に関すること。
- キ 母子生活支援施設その他児童福祉施設に関すること。
- ク 父子福祉に関すること。
- ケ婦人保護に関すること。
- コー子育て支援に関すること。

(5) 国保課

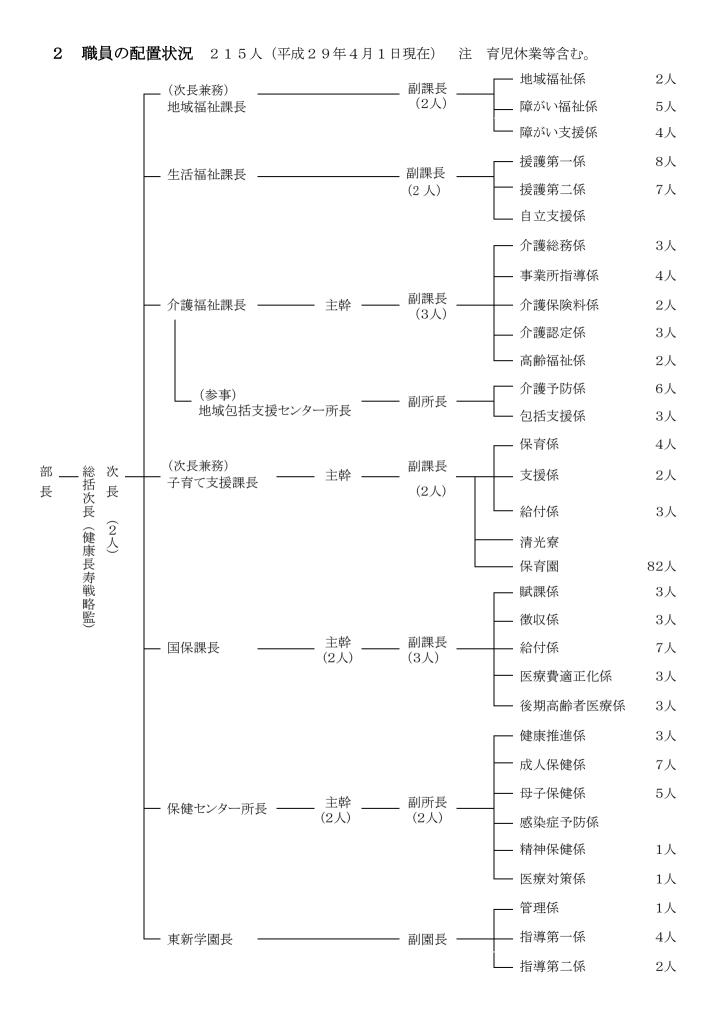
- ア 国民健康保険事業の計画に関すること。
- イ 国民健康保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- ウ 国民健康保険料の賦課及び収納に関すること。
- エ 保険給付に関すること。
- オ 高額療養費の貸付けに関すること。
- カ 国民健康保険の保健事業に関すること。
- キ 後期高齢者医療に関すること。

(6) 保健センター

- ア 健康づくり及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
- イ 健康づくりに関する自主活動組織の育成指導に関すること。
- ウ 健康診査、健康相談及び保健指導に関すること。
- エ 栄養改善の指導に関すること。
- オー予防接種に関すること。
- カ疾病の予防に関すること。

(7) 東新学園

- ア 施設(敷地を含む。)の維持管理に関すること。
- イ 設備、備品等の使用及び保全に関すること。
- ウ 児童の養護及び生活指導に関すること。
- エ 児童の職業指導及び自立支援に関すること。
- オ 保護者及び関係諸団体との連絡並びに指導に関すること。



3 平成28年度に実施した主な事業

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」が平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等により、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」に改正された。

個々の障がいのある人々の障害程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されるサービスを利用することにより、障がい者の自立や社会参加の促進が図られた。

<事業費>

障害者自立支援給付費 2,294,867千円

(施設支援・居宅支援、補装具、更生医療等)

障害者総合支援法管理事務費 5.376千円

(障害支援区分認定審査事務経費、総合支援法システム経費等)

地域生活支援事業費 5

50,507千円

(コミュニケーション支援、訪問入浴、移動支援、日中短期入所事業等)

地域生活支援推進費

92,439千円

(相談支援、タイムケア、地域活動支援センター、障害者社会参加促進事業等)

(2) 敬老地域ふれあい事業

高齢者が地域で集える場づくりを支援するとともに、地域住民との交流を活性化させ、高齢者の社会参加促進を図った。

参加者数 5,779人

交付自治会数 162自治会(校区連合自治会及び単位自治会)

<事業費> 8,519千円

(3) 障がい児保育対策事業

保護者の就労等により保育が必要で、保育所で行う集団保育になじむ障がい児童を受け入れることにより、障がい児の成長発達の促進、保護者の就労支援等が図られた。

実施保育園数 23園

対象児童数 135人

加配保育士 53人

<事業費> 135,227千円

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て親子の交流の場となる拠点施設を開設することにより、親子等が気軽に集い、育児 相談や情報収集、友達づくり等ができ、保護者が感じる不安感や負担感の軽減、支援が必要 な児童等の早期発見、早期対応につながった。

延利用者数 48,744人

相談件数 4,174件

<事業費> 56,500千円

(5) 就学前医療費助成事業

就学前の乳幼児が診療を受けた場合の、保険給付に係る一部負担金を助成することにより、乳幼児保健の向上及び福祉の増進を図るとともに、子育てにかかる保護者の負担軽減に寄与した。

助成件数 134,410件 <事業費> 298,492千円

(6) 子育て応援パスポート事業

中学生以下の子どものいる家庭及び平成28年度に第1子を出産予定の方に対し、子育て 応援パスポートを配布し、子育て家庭の経済的負担の軽減、出生率の向上を図った。

パスポート交付冊数 4,888冊

<事業費> 1,583千円

(7) 特定健診等保健事業

国保被保険者の健康の保持増進、生活習慣病の発症及び重症化予防を推進し、医療費の適 正化を図るために、特定健康診査及び特定保健指導、糖尿病予防教室、脳ドック検診、後発 医薬品(ジェネリック)の利用促進、重複受診者等への訪問指導等の事業を実施した。

<事業費> 78,750千円

(8) 健康増進対策事業

健康増進法及び「第2次元気プラン新居浜21」に基づき、最終目標である「健康寿命の延伸」を目指して、各種がん検診、若年者健康診査や成人歯周病検診、健康教育事業等を実施し、市民の生活習慣病の発症及び重症化予防と積極的な健康づくりを支援した。

<事業費> 95,753千円

4 使用料等の調定収入状況

(単位:円)

区分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
総合福祉センター使用料	3,164,335	3,164,335	0	0
自動販売機設置使用料 (総合福祉センター)	175,971	175,971	0	0
老人ホーム費負担金 (慈光園入所者負担金等)	27,577,281	27,256,566	0	320,715
児童福祉施設費負担金 (私立保育所保育料等)	421,271,511	404,784,263	3,365,695	13,121,553
公立保育所使用料	170,501,848	163,674,600	1,355,161	5,472,087
別子保育園使用料	266,000	266,000	0	0
保育所保育料督促手数料	159,500	159,500	0	0
日本スポーツ振興センター 共済掛金保護者負担金	189,360	189,360	0	0
母子生活支援施設使用料	0	0	0	0

5 介護保険料等の調定収入状況

(単位:円)

区	分	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
6	現年度分	2,660,083,130	2,629,364,913	98.8%	0	30,718,217
介 護 保険料	滞納繰越分	68,078,785	20,003,445	29.4%	17,840,240	30,235,100
PRISCIT	計	2,728,161,915	2,649,368,358	97.1%	17,840,240	60,953,317
督 促 手数料	-	547,200	547,200	_	-	0

⁽注) 収入済額には、還付未済額を含む。

6 国民健康保険料等の調定収入状況

(単位:円)

区	分	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	現年度分	2,091,878,640	2,001,336,619	95.7%	0	90,542,021
国民健康 保険料	滞納繰越分	199,148,941	76,235,250	38.3%	37,556,515	85,357,176
	計	2,291,027,581	2,077,571,869	90.7%	37,556,515	175,899,197
督 促 手数料	_	759,670	759,670	_	_	0

⁽注) 収入済額には、還付未済額を含む。

7 後期高齢者医療保険料等の調定収入状況

(単位:円)

区	分	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
後期高齢	現年度分	1,156,735,640	1,153,255,480	99.7%	0	3,480,160
者医療	滞納繰越分	10,427,652	7,226,543	69.3%	1,512,019	1,689,090
保険料	計	1,167,163,292	1,160,482,023	99.4%	1,512,019	5,169,250
督 促 手数料	-	260,400	261,700	-	_	△1,300

⁽注)収入済額には、還付未済額を含む。

8 指摘事項及び回答内容(回答は平成29年12月28日付け)

(1) 障がい者等相談支援業務について

市内6か所の社会福祉法人等に委託している障がい者等相談支援業務については、見積参加事業者として選定された6法人から提出された市の予算と同額の1法人595万4千円の見積金額で、随意契約により業務委託契約が締結されている。しかし、提出されている収支決算書では3法人は委託料と同額で収支が一致しているが、他の3法人については委託料に加え、法人からの経費持ち出し等により事業が行われたことになっている。

本来、委託業務については、業務委託契約に基づく委託料をもって実施されるべきものであり、業務内容等の変更により委託料の変更が必要と認められた場合には、変更契約を締結し、適正な額の委託料としなければならないことから、今後においては、各法人の業務内容及び支出内訳等を更に確認するとともに、業務の実態がより適切に反映されるよう、当該委託業務の一層の適正執行に努められたい。

(地域福祉課)

<回答>

障がい者等相談支援業務につきましては、障がいのある人の様々な問題について相談に応 じ、必要な情報提供、サービスの申請代行等、障がい者をサポートする上で大変重要な役割 を担っております。今回の御指摘を受け、収支決算書について再度精査し、各事業所へのヒ アリングを実施しましたところ、他事業と共用しているにも関わらず、光熱水費や通信運搬 費等の経費を按分していないものや、当該事業経費において法人全体の会計処理調整をして いるものが見受けられました。これら収支決算に不備のありました3事業所につきましては、 適正な会計処理を行うよう指導いたしました。

今後は、各法人の業務及び決算内容を厳密に検査いたしますとともに、事業の適正な執行を行います。

(2) 介護保険料の不納欠損額について

介護保険料の不納欠損額は平成25年度以降、毎年増加しており、件数も増加傾向にあり、 平成28年度においては670件、1,784万円となっている。このような状況の中、平成 28年度の収入未済額は前年度に比べ600万円余り減少しているものの、6,000万円を 超えており、これまでのような傾向が続くようであれば不納欠損額が増え続けることも懸念さ れる。

担当課においては、差押の実施や滞納者を減らすために徴収相談員の訪問折衝等を行い、状況に応じて時効中断措置等も講じているようであるが、介護保険料の消滅時効の期間は2年であり、市税等の時効期間と比べ短いことから、不納欠損額の抑制にもつながる、より効果効率的な滞納整理事務を速やかに行うことを更に徹底されたい。

(介護福祉課)

<回答>

介護保険料の不納欠損額の増加は、介護保険制度を運用する上で非常に大きな問題であると認識しております。

滞納整理事務といたしましては、文書催告や徴収相談員による臨戸訪問に加え、財産調査や差押えといった強制徴収も積極的に行っております。特に差押えにつきましては、平成28年度18件、29年度11月末現在37件と調査件数を増やして取り組んでおります。

介護福祉課では、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を徴収しておりますが、対象者が高齢であり、滞納者の収入状況を調査いたしましても、差押可能最低生活費未満であることが非常に多いのが実情であり、差押可能な案件に対しては今後も引き続き積極的に執行し、差押えができない場合も粘り強く訪問して折衝を行います。また、滞納の発生自体を抑えるため、口座振替の推奨や介護保険制度説明会での広報を行うなど、引き続き滞納整理事務に取り組んでまいります。

(3) 慈光園の空室について

平成26年8月に開設した養護老人ホーム慈光園は定員が100名であるが、開設以降概ね

10~15%の空室状況が続いている。当施設は市の措置施設であり、現状程度の空室状況は適正範囲との考えもあろうが、措置を必要とする人が必要とする時に利用できなくなるリスクを極力抑えつつ、できるだけ多くの人に公的施設を活用してもらうことも必要と思われる。

民間のサービス付高齢者住宅の増加等も勘案した当施設利用者数の将来見通し、及び措置施設として確保すべき最小限の必要空室数等を検証し、余裕があると判断されるならば、当施設の空室活用対策等について抜本的に検討されたい。

(介護福祉課)

<回答>

慈光園は、養護老人ホームであり、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な者が入所する措置施設であるため、被措置者以外の者が入所、もしくは、空室を利用することは困難であります。

入所措置者数は、毎年10~20名程度であり、退所者数も、年により変動しております。また、年度途中にも入所、退所に伴う人数の変動があるため、空室状況もその都度変わります。過去の入所者数の推移をみると、平成26年10月末、11月末、及び平成27年11月末、12月末の入所者数は94名でした。また、平成26年11月の入所予定者は3名であったため、同年11月初旬には、97名の入所措置を予定していたこともあります。現在、様々な理由により退所が発生しているため、結果的に年度ごとの入所者数は横ばいになっておりますが、年度途中での入退所に対応できるよう、現状の10%~15%程度の空室は適正範囲内だと考えております。

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関

1 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の主な事務事業

(1) 社会教育課

- ア教育委員会の会議及び庶務に関すること。
- イ 職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与、分限、褒賞、懲戒、服務、福利及び厚 生並びに定数配置に関すること。
- ウ 社会教育施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- エ 公民館、交流センター、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園、図書館、別子ハイツ自然学習館及び青少年センターに関すること。
- オ 青少年健全育成の推進に関すること。
- カ 学校体育施設開放に伴う使用許可及び使用料収納に関すること。

(2) 学校教育課

- ア 学校施設及び幼稚園施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- イ 学校及び幼稚園の管理運営の指導に関すること。
- ウ 児童・生徒の就学事務に関すること。
- エ 県費負担教職員の人事、給与、福利及び厚生事務に関すること。
- オ 就園奨励関係事務に関すること。
- カ 学校保健及び学校安全に関すること。
- キ 放課後児童健全育成事業等の実施に関すること。
- ク 地域、学校及び家庭の協働及び連携に関すること。

(3) スポーツ振興課

- ア 体育施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- イ 市民スポーツの振興に関すること。
- ウ 体育及びスポーツの行事の企画、運営及び指導に関すること。

(4) 文化振興課

- ア 文化施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- イ 芸術文化の振興に関すること。
- ウ文化財の保存活用に関すること。
- エ 新居浜市美術館及び広瀬歴史記念館に関すること。
- オ 公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に関すること。

(5) 学校給食課

- ア 学校給食に関すること。
- イ 共同調理場に関すること。

(6) 発達支援課

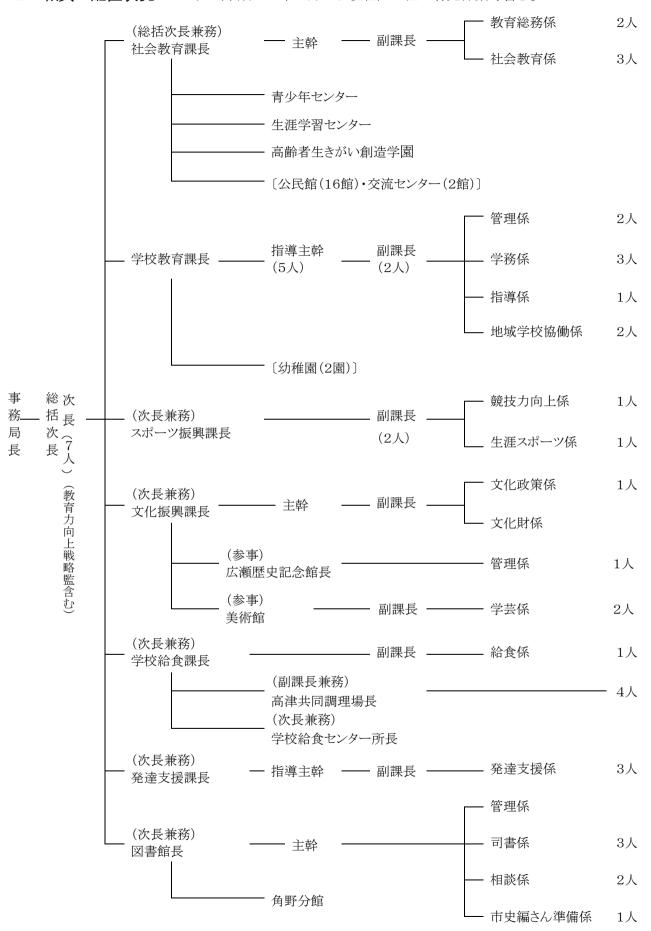
ア特別支援教育に関すること。

イ発達支援に関すること。

(7) 図書館(別子銅山記念図書館)

- ア 図書館資料の収集、整理及び保管に関すること。
- イ 図書館資料の市民の利用及び利用のための相談に関すること。
- ウ 読書会、研究会、講演会等の開催、奨励に関すること。
- エ 自動車文庫青い鳥号の巡回に関すること。

2 職員の配置状況 63人(平成29年4月1日現在) 注 育児休業等含む。



<幼稚園・小学校・中学校・公民館の職員配置状況>

(1) 幼稚園(平成29年5月1日現在) (単位:人)

区分	園児数	職員	員 数
幼稚園名	图冗数	教 員	生活介助員
王 子	54	4	(1)
神 郷	56	3 (1)	(3)
計	110	7 (1)	(4)

注 () 内は、臨時職員等を示す。

(2) 小学校(平成29年5月1日現在)

(単位:人)

区分		10/11/19	· · ·	職 員 🦠	数 (市費)	<u> </u>	- エ・ノの
学校名	児童数	調理員等	栄養士	用務員	指導員等	生活介助員	計
新居浜	218	1 (4)	(1)	(2)		(3)	1 (10)
宮 西	223	1 (4)	(1)	(2)		(4)	1 (11)
金 子	644	2 (6)		(2)		(2)	2 (10)
金 栄	388	1 (5)	(1)	(2)		(3)	1 (11)
高 津	698			(2)		(8)	(10)
浮 島	119	1 (3)	(1)	(2)		(6)	1 (12)
惣 開	317	1 (4)	(1)	(2)		(2)	1 (9)
若 宮	37	1 (2)	(1)	(2)			1 (5)
垣 生	270	1 (5)	(1)	(2)		(2)	1 (10)
神郷	572	1 (7)		(2)		(6)	1 (15)
多喜浜	133	1 (3)	(1)	(2)		(3)	1 (9)
泉川	545	1 (7)		(1)		(4)	1 (12)
船木	362	1 (5)	(1)	(2)		(2)	1 (10)
中萩	941	4 (8)		(2)		(10)	4 (20)
大生院	263	2 (5)		(2)		(2)	2 (9)
角野	647	2 (7)		(2)		(12)	2 (21)
別 子	3	(2)					(2)
計	6,380	21 (77)	(9)	(31)		(69)	21 (186)

注1 ()内は、非常勤職員等を示す。

² 調理員等には、給食搬送員を含む。

³ 指導員等には、学校支援員を含む。

(3) 中学校(平成29年5月1日現在)

(単位:人)

区分	生徒数			職員数	(市費)		
学校名	土使剱	給食配膳員	用務員	指導員	生活介助員	事務職員	計
東	409		(2)		(7)		(9)
西	234	(3)	(2)				(5)
南	450	(2)	(2)				(4)
北	215	(2)	(2)				(4)
泉川	244	(3)	(2)				(5)
船木	174	(2)	(2)		(4)		(8)
ひびき分校	10					(1)	(1)
中萩	491	(2)	(2)		(4)		(8)
大生院	112	(3)	(2)				(5)
角野	320	(3)	(1)		(2)		(6)
川東	518	(2)	(2)		(2)		(6)
別 子	12		(1)			·	(1)
計	3,189	(22)	(20)		(19)	(1)	(62)

注1 ()内は、非常勤職員を示す。

(4) 公民館(平成29年4月1日現在)

(単位:人)

区分		職員数				
公民館等名称	館長(所長)	主事	主事補	管理人		
新居浜	(1)	(1)	(1)	(1)		
口屋跡記念	(1)	(1)	(1)	(1)		
地域交流センター	(1)	(1)	(1)	(1)		
金 栄	(1)	(1)	(1)	(1)		
高 津	(1)	(1)	(1)	(1)		
浮 島	(1)	(1)	(1)	(1)		
惣 開	(1)	(1)	(1)	(1)		
若 宮	(1)	(1)	(1)	(1)		
垣 生	(1)	(1)	(1)	(1)		
神郷	(1)	(1)	(1)	(1)		
多喜浜	(1)	(1)	(1)	(1)		
大島交流センター	(1)	(1)	(1)	(1)		
泉川	(1)	(1)	(1)	(1)		
中萩	(1)	(1)	(2)	(1)		
船木	(1)	(1)	(1)	(1)		
大生院	(1)	(1)	(1)	(1)		
角野	(1)	(1)	(1)	(1)		
別子山	1		(1)			
計	1(17)	(17)	(19)	(17)		

注 ()内は、非常勤職員を示す。

² 給食配膳員は、給食搬送員を含む。

3 平成28年度に実施した主な事業

(1) 地域主導型公民館推進費 (新しい公民館創造プロジェクト事業)

公民館では、地域の人々が集い、学べる場として、"学ぶ" "活かす" "創る"を事業の 三本柱とし、地域の課題解決を目指している。小学校と連携するなど、子どもが集まる機会 を提供し、地域の大人も事業に関わるなど、事業内容を見直しながら各地域が取組を進めて いる。

<事業費> 11,432千円

(2) 中学校地域連携協力推進事業

「地域とともにある学校づくり」推進のため、全市的にコミュニティ・スクール導入の取組を進めた。平成28年度は、泉川中学校、東中学校において学校運営協議会設置に向けたコミュニティ・スクール推進委員会を立ち上げ、調査研究や先進地視察等を実施した結果、泉川小・中学校、垣生小学校で学校運営協議会が設置され、3校のコミュニティ・スクールが誕生した。

<事業費> 882千円

(3) 生きた英語教育推進事業

外国語指導助手(ALT)11名(各中学校へ常駐し、小学校へも派遣)と英語指導員3名(各小学校へ派遣)が教員とともに授業を行う中で、外国の文化への興味・関心を高め、国際理解教育の充実と英語力の向上を図った。ALTが常駐となったことで、英語科授業以外の学校行事等でもタイムリーな英語指導を受けることができるようになり、生きた英語力が育成された。

<事業費> 50,842千円

(4) 文化施設環境設備事業

老朽化が進んでいる文化施設、特に市民文化センターの施設整備により、利用環境の改善と利便性の向上を図った。平成28年度は、市民文化センター大ホール屋上防水改修工事、中ホール舞台照明調光設備改修工事、別子山ふるさと館ほか改修工事等を実施した。

<事業費> 72.995千円

(5) 広瀬歴史記念館充実費

特別企画展「別子銅山近代化の息吹 -明治14年写真帳の世界-」を開催、明治14年に撮影された別子鉱山写真帳を中心に、当時の別子銅山の様子を紹介した。期間中は、記念講演会や台所喫茶店を開催し、入場無料日を設けるなどにより入場者数の増加を図った。

特別企画展会期 平成28年10月29日~12月4日

会期中入場者数 2,096人

<事業費> 1,688千円

(6) 発達支援教育充実事業

障がいや発達課題のある子どもが、地域でともに育ち、学び、働き、自立した生活が送れるよう、保育士や教職員等の専門性向上を図るとともに、障がい理解に向け啓発を行った。

- ・地域発達支援協議会の開催(年3回)
- ・保育士や幼稚園・学校教職員対象の各種研修会、講演会の開催 (年6回:延べ1,093人)

- ・心理士等の相談員による巡回相談の実施 (70回)
- ・総合相談の実施 (障がいや発達課題のある子どもの育児や就学について) (延べ1,117回)
- ・早期療育通園事業 (ことばの教室、育ちの教室) の実施 (延べ2, 166回)

<事業費> 20,163千円

(7) 給食運営改善事業

導入後10年以上を経過した設備・備品の老朽化、相次ぐ故障により支障をきたしていることから、器具等の修繕、更新により円滑で衛生的な学校給食の運営を図った。

- ・老朽化した冷凍冷蔵庫や厨房器具類の更新
- ・警報機などガス設備の更新
- 厨房器具の修繕

<事業費> 32,134千円

(8) 図書館充実費

図書館資料の充実を図るとともに、利用者用コピー機やインターネット端末の設置により市民が必要とする情報提供を行い、利用促進を図った。また、図書館まつりやおはなし会の開催のほか、別子銅山に関する本の解説講座の開催等、郷土の歴史や文化を次世代に継承する取組も行っている。

<事業費> 22,774千円

(9)総合文化施設の運営

新居浜の歴史、文化、芸術を通して市民が交流する場として、平成27年7月の開館以来、 施設の管理運営を行うとともに市民の創作、発表、鑑賞等の機会を提供した。

- ・新居浜の美術 昨日・今日・明日
- ・大阪市立美術館所蔵 住友コレクションの近代日本画
- ・画業20周年 片岡鶴太郎展 還暦紅平成28年度の来館者 227,392人

<事業費> 229,628千円

4 幼稚園保育料の調定収入状況

(単位:円)

幼稚園名	調定額	収入済額	収入未済額	備考
王 子	3,949,410	3,949,410	0	
神郷	2,693,070	2,693,070	0	
計	6,642,480	6,642,480	0	

5 使用料の調定収入状況

(単位:円)

区分	調定額	収入済額	収入未済額
市民体育館使用料	6,723,985	6,723,985	0
東雲市民プール使用料	1,782,481	1,782,481	0
テニスコート使用料	6,086,895	6,086,895	0
山根公園屋内プール使用料	7,779,695	7,779,695	0
山根市民グラウンド使用料	94,140	94,140	0
山根総合体育館使用料	3,283,812	3,283,812	0
市営野球場使用料	529,995	529,995	0
市営サッカー場使用料	1,054,200	1,054,200	0
多喜浜体育館使用料	827,485	827,485	0
銅山の里自然の家使用料	1,162,660	1,162,660	0
文化振興会館使用料	1,264,256	1,264,256	0
自動販売機設置使用料(体育施設)	3,047,033	3,047,033	0
自動販売機設置使用料(文化施設)	594,284	594,284	0
市民文化センター施設使用料	12,419,195	12,419,195	0
美術館観覧料・使用料	1,320,515	1,320,515	0
広瀬歴史記念館観覧料・使用料	2,319,210	2,319,210	0
自動販売機設置使用料(広瀬歴史記念館)	278,849	278,849	0
学校施設開放使用料	3,353,940	3,353,940	0
自動販売機設置使用料(公民館)	1,760,742	1,760,742	0
別子ハイツ自然学習館使用料	511,150	511,150	0
自動販売機設置使用料 (高齢者生きがい創造学園)	146,675	146,675	0
図書館ティールーム使用料	369,556	369,556	0
教職員住宅使用料	255,193	255,193	0

6 指摘事項及び回答内容(回答は平成30年2月5日付け)

(1) 準公金の取扱いについて

各公民館においては、市から各実行委員会に交付されている校区文化祭補助金や各校区まちづくり推進委員会等に支払われている学校支援地域本部事業等の委託料についても、準公金として公民館職員が現金の取扱いを行い、会計処理を行っている。しかしながら、学校施設開放使用料等の公金については、取扱いマニュアルが作成されているものの、準公金の取扱いマニュアル等は作成されていない。

準公金についても、公金同様、厳格な取扱いに留意すべきであることから、取扱いすること

が妥当な範囲等も整理したうえで、事務処理要領、マニュアル等を整備するとともに、現金や 預金通帳の保管状況、チェック体制等の再点検を行うなど、適正管理の徹底を図られたい。

(社会教育課、各公民館)

<回答>

公金以外の現金についても、事故防止を図り、適正な管理を行う必要があるため、取扱いができる準公金の範囲を明確に定めた上で、取扱いマニュアルを早急に整備します。併せて、 各館の現金や預金通帳の保管状況、チェック体制についても再点検を行い、適正な管理を徹底します。

(2) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務システムへの入力誤りにより支給額の過払いが生じている。内容を確認のうえ改められたい。

(社会教育課、学校教育課)

<回答>

時間外勤務の過払いについては、訂正し、戻入処理を行いました。今後は、チェック体制を二重にし、適正な事務処理を行います。

(3) 図書館使用料の徴収について

図書館ティールーム使用機器の電気料金について、使用日数の計算誤りにより徴収額に不足が生じている。内容を確認のうえ改められたい。

(図書館)

<回答>

ティールーム電気料金について、平成28年4月分の電気料金を訂正し、事業者に対し早 急に不足分の請求手続きを行いました。今後、電気使用の確認書の様式を変更するなど、事 業者の営業日及び電気使用時間のチェック体制を徹底し、適正な事務処理を行ってまいりま す。

(4) 口屋跡記念公民館のエレベーター保守料について

平成28年度の口屋跡記念公民館エレベーター保守点検業務委託料は、設置後1年以内にあたる4月1日から7月末日までの間の26万3千円と、その後年度末までの間の52万7千円を合算した78万円となっている。当エレベーターは平成27年7月末日に完成したものであり、設置後1年間メーカーによる無償修理の保証が付されているため、フルメンテナンス契約とはいえ部品交換や修理費相当額が減じられて然るべきと思われるが、全く考慮されていない。また、仕様書に設置メーカー以外では対応し難いような詳細な条件を定めていることもあって、入札においては独立系の事業者が応札を辞退したため一者随意契約を締結した。

今後の契約締結に際しては、一者随意契約を回避するため、仕様書の記載内容等について見直しの余地がないか検討するとともに、やむを得ず一者随意契約を締結する場合は、業務委託料低減の観点に立って、同種業務委託料の世間水準や見積金額の算定根拠等についても調査するなど、より一層厳正に検証、審査されたい。

(社会教育課)

<回答>

「引き渡し後1年間の瑕疵担保責任範囲内における補償」と「使用していく中で管理のための保守点検」は全く別のものととらえております。

保守点検については点検・交換のみの簡易な業務だけでなく、将来起きるであろう老朽化に対応した部品交換や遠隔監視やリモート点検遠隔救出まで含めたフルメンテナンス契約により委託契約しております。これは公民館には、開館時間中職員が必ずしも常駐しているわけではないため緊急の事態が起こった場合に備えて必要があるという判断によるもので、利用者の安全を最優先としたとき、それにかなう条件で保守点検が可能な業者は設置メーカーしかないというのが実情です。

機種や契約種別、点検項目によって保守点検の費用は異なりますが、今後とも委託料低減 に向けて調査等を実施してまいりたいと考えております。

(5) 公立幼稚園の統廃合等について

本市の幼稚園は公立が2園、私立が8園(内1園は休園中)あるが、平成29年5月1日現在の総園児数は1,194名まで減少し、総定員2,150名に対し55.5%の充足率となっている。中でも、公立2園は定員480名に対し園児数110名まで大幅に減少しており、1園50名程度のまま今後も運営を継続していくことが適切かどうか、今後のあるべき姿について抜本的に判断すべき時期が来ているのではないかと思われる。本件については、すでに検討に着手していると仄聞しているが、既存2園の統廃合等について早期に判断、決定されたい。

(学校教育課)

<回答>

公立幼稚園については、平成29年5月1日に要綱を制定し設置した「新居浜市今後の学校の在り方に関する検討委員会」で協議しております。今後は、国の幼児教育無償化の動向も注視しながら、公立幼稚園の果たすべき役割をはじめ統廃合も含めた今後の在り方について、方針を早期に決定してまいります。